資料２

平成２８年度 保育所の利用定員について

◇ 利用定員の概念について

・新制度では、これまでの「認可定員」に加えて、新たに「利用定員」が設定された。
・「利用定員」とは、「認可定員」の範囲内で、実態に合わせて設定する定員である。
・原則、利用定員内での保育の実施となるが、年度中における需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
（室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 22 条）

◇ 利用定員の設定について

・利用定員の設定は市町村で行うことから、毎年度、実際の入所状況を見ながら翌年度の利用定員の見込みを判断する。
・市町村長は、施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関にその意見を聴かなければならない。
（子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項、第 77 条第 1 項）

◇ 保育所の利用定員（案）

	認可定員(参考)	平成27年度			平成28年度	
		利用定員(A)	H27．4．1		H28．4．1(見込)	
			入所数(B)	入所率(B/A)	入所数(C)	入所率(C/A)
祝津保育所	55 人	55 人	54 人	98.2%	54 人	98.2%
中島保育所	120 人	120 人	120 人	100.0%	120 人	100.0%
ほくと保育園	150 人	150 人	140 人	93.3%	160 人	106.7%
常盤保育所	120 人	120 人	133 人	110.8%	130 人	108.3%
白鳥保育所	90 人	80 人	61 人	76.3%	63 人	78.8%
みどり保育園	75 人	70 人	58 人	82.9%	71 人	101.4%
双葉保育所	70 人	60 人	42 人	70.0%	49 人	81.7%
楽山保育園	90 人	90 人	106 人	117.8%	97 人	107.8%
東町保育所	120 人	120 人	131 人	109.2%	135 人	112.5%
港北保育所	60 人	60 人	64 人	106.7%	64 人	106.7%
合　計	950 人	925 人	909 人	98.3%	943 人	101.9%

・平成 28 年度当初における入所児童数は 943 人を見込んでおり、利用定員に対する入所率は 101.9%となるが、
① 市内全体の認可定員 950 人の範囲内であること。
② 平成 29 年度以降、市内私立幼稚園における認定こども園への移行が考えられること。

⇒ **利用定員については、今後の保育の需要と私立幼稚園の認定こども園への移行（供給）状況により検討していくこととし、平成 28 年度は変更しないこととしたい。**